

三浦市上水道事業審議会委員 各位

三浦市上水道事業審議会
会長 鎌田 素之

令和3年度第3回三浦市上水道事業審議会の開催について

日頃から三浦市上水道事業審議会にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日開催いたしました令和3年度第2回三浦市上水道事業審議会につきまして、委員各位よりご意見を頂きありがとうございます。頂いた意見をもとに答申案の一部を修正したいとの考えに至りました。従って修正案についてご確認のうえ、改めてご審議の程、よろしくお願いたします。

なお、今回も同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催とさせていただきます。

記

1 議題

水道料金の改定に関する事項について

2 審議方法

令和3年度第2回三浦市上水道事業審議会「水道料金の改定に関する事項について（諮問）」に対する「答申」（案）に対し、修正を加えた「答申」（案）の提出がありました。

・・・・・・【資料第3回-1】のとおり

つきましては、改めて、委員各位よりご意見、ご質問をいただき、意見の整合を経て、再度、答申案を見直す必要があると判断したときは、これを修正し答申案をまとめ、改めて開く審議会により、答申を行う方法とします。（従前のとおり）

3 意見提出について

「答申」（案）についての意見提出は【提出様式1】によりお願いします。

令和3年9月24日（金）までに意見・質問を記入、または「意見無し」の場合その旨を記入いただき、次の①～③方法にて事務局へ送付願います。

- ① Eメールへ添付（送信先：suidou0101@city.miura.kanagawa.jp）
- ② ファクシミリにて送信（送信先番号：046-881-6307）
- ③ 郵送（期日迄に発送願います。〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市上下水道部営業課宛）

4 送付資料

・【提出様式1】

- ・【資料第3回-1】水道料金の改定に関する事項について（答申）【案】
- ・【水道料金改定資料第3回-1】水道料金の改定に関する事項について（答申）【案】修正部分の見え消し
- ・【水道料金改定資料第3回-2】令和3年第2回三浦市上水道事業審議会 答申案についての委員のご意見と回答

以 上

【事務局】三浦市上下水道部営業課 金枝・宮本
電話番号：046-882-1111(代) 内線 380・381 ファクシミリ046-881-6307
メールアドレス：suidou0101@city.miura.kanagawa.jp

